

プロペラ軸の予防保全管理方式を採用する場合の 潤滑油の管理基準値に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 B 編

改正事項

プロペラ軸の予防保全管理方式を採用する場合の潤滑油の管理基準値に関する事項

改正理由

プロペラ軸の予防保全管理方式は、プロペラ軸軸受部の潤滑油を監視し、定期的に分析/診断することによって、プロペラ軸の抜出間隔を合理的に定めることができることから、同管理方式を採用する船舶が年々増加してきている。

同管理方式を採用する場合の潤滑油の管理基準については、関連要件が規定されている IACS 勧告 No.36 を参考にするとともに、本会独自の要件も追加の上、技術要件が規定されている。これに対し、関連業界からは、同管理方式における潤滑油の管理対象となる分析項目について、管理実績等も勘案の上、柔軟に取扱うことが要望されている。このため、近年の潤滑油管理に係わるプロペラ軸軸受部の損傷トラブル等を調査し、再度必要な分析項目の絞込みを行った。

今般、上記調査結果等に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

プロペラ軸の予防保全管理方式を採用する場合の潤滑油の管理基準値に関する要件を改めた。